

新型コロナウイルス感染症に係る人材バンク

IHEAT（アイヒート）の登録から支援までの流れ

IHEAT : Infectious disease Health Emergency Assistance Team

IHEAT の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大とともに、保健所に大きな業務負荷が発生することが課題となっており、更なる保健所の体制整備が求められています。厚生労働省では、都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンク「**IHEAT（Infectious disease Health Emergency Assistance Team）**」を創設し、感染拡大時に保健所で保健師等の専門職が不足した場合に、都道府県・保健所設置市・特別区（以下「都道府県等」という。）が IHEAT に登録されている人材（以下「支援協力者」という。）を活用して、都道府県等の支援が出来るようになりました。

IHEAT は令和 2 年度に支援協力者の募集や研修を行うなど体制を整備して、令和 3 年度から運用されます。

（1）IHEAT への登録

- ① IHEAT への登録を希望する場合は、下記メールアドレスへ、件名を「IHEAT 登録希望」として、本文に登録希望の旨と所属学会を記載いただき、メールを送付してください。こちらより必要書類（学会所属向け）を送付させていただきます。

IHEAT 登録窓口 : hoken-meibo@mhlw.go.jp

- ② 登録された情報をもとに、都道府県ごとの支援協力者名簿が作成されます。名簿は都道府県等へ共有され、支援を希望する都道府県等への支援協力者の派遣を調整します。
- ③ IHEAT への登録継続の意思や登録内容（住所等）の変更については、定期的（年 1 回程度）に都道府県から更新の確認があります。

（2）平時（事前準備）

- ① 感染拡大時に支援協力に当たる際には、都道府県等の非常勤職員として活動するため、非常勤職員への任命が必要です。感染拡大時に速やかに対応できるよう、都道府県等があらかじめ非常勤職員として任命します。
- ② 支援協力者は、都道府県が実施する研修を受講します。令和 2 年度においては、国が e-ラーニングにより研修を実施することを予定しています。

（3）感染拡大時（支援）

- ① 保健所等への支援を希望する都道府県は、IHEAT に登録されている支援協力者に対して、支援期間、活動場所及び具体的な業務内容（濃厚接触者との接触の可能性など感染リスクの有無を含む。）等を提示して、支援の協力を依頼します。
- ② 支援協力者は都道府県等の依頼に対して、支援協力の可否を回答します。支援協力は強制ではありませんので、断ることも可能です。
- ③ 都道府県等からの依頼に基づき、支援を行います。
- ④ 実際に支援活動がされた場合、謝金等が支給されます。